

新北市 113 年至 114 年 地價稅稅額計算公式

一 般 土 地	$(\text{課稅地價} \times \text{適用稅率} - \text{累進差額}) = \text{本年應納地價稅額}$
	第 1 級 (7,222,000 元以下 $\times 10\%$) = 本年應納地價稅額
	第 2 級 (7,222,001 元 ~ 43,332,000 元 $\times 15\%$ - 36,110 元) = 本年應納地價稅額
	第 3 級 (43,332,001 元 ~ 79,442,000 元 $\times 25\%$ - 469,430 元) = 本年應納地價稅額
	第 4 級 (79,442,001 元 ~ 115,552,000 元 $\times 35\%$ - 1,263,850 元) = 本年應納地價稅額
	第 5 級 (115,552,001 元 ~ 151,662,000 元 $\times 45\%$ - 2,419,370 元) = 本年應納地價稅額
	第 6 級 (151,662,001 元以上 $\times 55\%$ - 3,935,990 元) = 本年應納地價稅額
自 用 住 宅 用 地	$\text{課稅地價} \times 2\% = \text{本年應納地價稅額}$
工 業 用 地 等	$\text{課稅地價} \times 10\% = \text{本年應納地價稅額}$
公 共 設 施 保 留 地	$\text{課稅地價} \times 6\% = \text{本年應納地價稅額}$

依據平均地權條例第 14 條規定，每 2 年重新規定地價一次，113 年~114 年地價稅係按 113 年 1 月 1 日重新規定之地價計徵。